

令和2年第5回

札幌市教育委員会会議録

令和2年第5回教育委員会会議

1 日 時 令和2年3月5日(木) 13時30分～15時20分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長谷川	雅 英
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
教育次長	檜 田	英 樹
学校施設担当部長	永 本	宏
学校施設課長	前 田	憲 一
計画係長	宮 野	純 一
計画係員	高 橋	花
保健給食課長	木 村	弘 毅
保健係長	中 村	陽 一
給食制度担当係長	北 市	至
学校教育部長	相 沢	克 明
教育課程担当課長	佐 藤	圭 一
義務教育担当係長	山 下	敦 史
教育推進・労務担当部長	早 川	修 司
児童生徒担当部長	長谷川	正 人
教職員担当部長	紺 野	宏 子
教職員課長	榊 原	直 志
調査担当係長	高 橋	正 樹
調査係員	高 岸	晃 大
調査係員	伊 藤	大 輔
労務担当課長	工 藤	晃 史
総務課長	宮 地	宏 明
庶務係長	松 平	健 次
書 記	田 中	将 太

4 傍聴者 7名

5 議 題

報告第1号 新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応について

報告第2号 真駒内中学校と真駒内桜山小学校の整備方針について

議案第1号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案

議案第2号 札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案の提出について

【開 会】

○長谷川教育長 これより、令和2年第5回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、石井知子委員と道尻豊委員にお願いいたします。

なお、中野倫仁委員より、所用により会議を欠席される旨の連絡がございました。

【議 事】

◎報告第1号 新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応について

○長谷川教育長 それでは、議事に入ります。

報告第1号、新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応についてです。

恐縮ですが、撮影につきましては冒頭の事務局説明が終了するまでということをお願いいたします。

○学校施設担当部長

私から報告第1号、新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応についてのうち、学校及び教育委員会所管施設における休校・休館等の状況についてご説明いたします。

2月27日の教育委員会会議にてご説明いたしましたとおり、本市では全市立小中学校を2月28日金曜日から3月6日金曜日まで臨時休校としたところでございます。

このような中、同日、新たに国から一斉臨時休校の要請がございましたことから、再度検討を行い、既に休校としていた小中学校と特別支援学校の休業期間の延長と、新たに高等学校の臨時休校を決定し、別紙1のとおり通知を行ったところでございます。

なお、休業の期間につきましては、前回の決定の際と同様に、感染対策や、保護者への負担など様々な影響などに考慮し、慎重に検討した結果、ここ1～2週間が重要との政府見解や、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間と言われてい

る 14 日間を感染防止の目安と考え、3 月 13 日金曜日までの臨時休校としたところでございます。

学校以外の教育委員会所管施設といたしましては、別紙 2 のとおり、市内の 46 の図書施設のほか、青少年科学館、青少年山の家、北方自然教育園、札幌市視聴覚センターを 3 月 19 日木曜日までの休館をすることとしたところでございます。

児童生徒、保護者の方々、市民の皆さんには多大なご負担をおかけしておりますが、北海道における感染の流行に鑑み、これを早期に終息させるために必要な措置であると判断し、全ての学校の臨時休校及び図書施設、一部の社会教育施設の休館を行うことといたしましたので、ご報告いたします。

○学校教育部長

続きまして、私からは、3 点、市立高等学校及び中等教育学校の卒業式の日程変更、公立高等学校の入学者選抜の対応、臨時休業中の児童生徒への配慮事項についてご説明いたします。

お手元の資料、別紙 3「卒業式及び公立高等学校入学者選抜の対応について」をご覧ください。1 点目と 2 点目の、卒業式及び高等学校入学者選抜についてはこちらの資料でご説明します。いずれも、2 月 28 日の北海道知事の新型コロナウイルス緊急事態宣言を受け、北海道教育委員会が対応を変更したことを踏まえて、札幌市として対応したことのご報告になります。

まず、1 点目の卒業式ですが、道教委の通知では、3 月 1 日日曜日の卒業式は実施しないこと、また、実施する場合は、3 月 2 日以降に実施することと、出席者は卒業生のみとすることとされておりました。このことを踏まえまして、札幌市においては、生徒への影響、知事の宣言の趣旨などを総合的に勘案し、全ての市立高等学校及び中等教育学校の卒業式を、3 月 2 日月曜日に延期し、実施したところでございます。実施に当たっては、感染拡大防止の観点から、前日の予行を取りやめ、卒業生のみ参加として、人数を抑えるとともに、時間短縮を図りました。各学校からは、混乱なく式を実施できたとの報告を受けております。

併せて中学校の卒業式ですが、本日改めて感染拡大防止に向けた対策をしっかりとった上で実施するよう、生徒・保護者を含め、手を伸ばしても相手に届かない程度の距離を確保することなどの留意点を通知したところです。

次に、2 点目、市立高等学校入学者選抜についてですが、道教委の通知では、3 月 3 日の検査会場の公開、いわゆる下見は行わないこと、本日 3 月 5 日実施予定の面接等は実施しないことが示されました。

これを踏まえまして、札幌市では、3 月 4 日に定時制課程である大通高等学校を含め全ての市立高等学校で学力検査のみ実施するとともに、5 日実施予定だっ

た平岸高校デザインアートコースの実技検査及び大通高校の面接については実施しないことといたしました。

次に、3点目の臨時休業中の児童生徒への配慮事項についてですが、別紙4「臨時休業中の児童生徒への情報発信の実施について」とタイトルにある資料をご覧ください。

当初予定よりさらに一週間臨時休業が長くなることとなり、生活リズムの変化等により、子どもが不安感などを抱き始めることも考えられますことから、子どもの精神面の不安を緩和するための取組を行うこととし、3月3日付けで、各学校に通知したところでございます。

具体的には、資料中の1(1)にございますように、児童会や生徒会の代表からの仲間に向けた励ましのメッセージや、1(2)にございます、スクールカウンセラーによるメンタルヘルスに係るコラムなどを、学校ホームページ等で情報発信するというものです。

併せて、1枚おめくりいただきまして、「動画『家でもできる体づくり運動～エアロビクス～』の公式ホームページへの掲載について」をご覧ください。ただ今ご説明しました情報発信に併せて、自宅で簡単に取り組めるダンス動画を3月3日付けで札幌市のホームページへ掲載し、各学校の学校ホームページへの掲載も進めているところです。

これまで、学校では、家庭学習や規則正しい生活などについて、2月27日の臨時休業の開始前日に児童生徒に説明するとともに、その後も随時、学校ホームページや電話等で説明などを行ってきておりますが、今回は、加えて、運動面と心理的な面へのケアを目的として、教育委員会から具体的な取組を学校に促すこととしたものです。

すでに準備の整った学校から、学校ホームページへの掲載を進めているところです。

なお、エアロビクスの動画については、札幌市広報部のユーチューブチャンネルにアップロードし、市の公式ツイッターでも発信しております。

このような取組を通して、臨時休業中における不安をできる限り解消し、子どもが各家庭で健やかに過ごし、自ら学ぶことができる環境を整えてまいりたいと考えております。

本件につきましての説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○石井委員 3月13日まで臨時休業ということになったんですが、今のところ札幌市としては、分散登校などは検討していないのでしょうか。

○教育長 16日からの登校ということで現時点では考えておりますので、その間までの分散登校は考えておりません。

○石井委員 わかりました。

○阿部委員 別紙3のところ、先ほど、面接は実施しないということだったのですが、どのように判定されるのかということと、別紙4で、お子さんや家庭の不安感を緩和するための取組ということで、今現在、教育委員会や学校側に保護者の方から不安感で問合せなどがあれば共有をお願いしたいと思います。

○学校教育部長 1点目の学力検査ですが、元々面接を実施する予定は定時制の大通高校だったのですが、大通高校については、面接は行わないこととなったわけですが、学力検査を実施しているということで、それを踏まえて判断するという形になっております。

○教育課程担当課長 2点目ですが、保護者の方からは学習面のサポートということについては、臨時休業が延長になったということで、少し期間が長くなりましたので心配という声などは届いております。各学校にも相談は電話で随時来ていと承知しております。9日以降の休業期間についてもケアをしていこうと学校で取組をお願いしているところです。

○阿部委員 今、お話のあった学力についての心配事というのは、これからどのように委員会としてはフォローするのでしょうか。

○教育課程担当課長 家庭での学習習慣ということで、今まで学校で家庭学習の促しなどを進めてきていましたので、さらに学校からプリントを配布したり、ホームページに家庭でもできる学習例を学校で掲載していただくようお願いしています。学校には、単元自体はかなり修了した段階での休業に入っておりますが、部分的に修了していないものがあるのであれば、しっかり確認しておくこと、そして、学校が始まったり、年度を越えてでも補充すべきことがあれば各学校で丁寧に対応していただくという見込みでおります。

○阿部委員 わかりました。今のところ学力の心配は、問合せがあったとしてもお子さんの健康やメンタル面の問合せなどはそんなに入っていないということですのでよろしいですか。

○教育課程担当課長 この臨時休業期間が長くなるか、卒業式がどうなるか、そういったことがニュースで取り上げられていることから、そのあたりを見て気持ちの面で不安になっているお子さんがいるというのは聞いています。それも含めてメンタルヘルスの観点からスーパーバイザーのコメントなどを掲載する、発信するというのをさせていただくと、学校で個別の電話相談などを行っていきます。

○阿部委員 メンタルヘルスのコラムは、児童生徒が読んでもわかるものということによろしいですか。

○教育課程担当課長 中身的には、子ども達が読んでわかるような内容であるのと、ホームページに掲載していますので、保護者の方が一緒に読んでいただける、保護者向けのメッセージも合わせて掲載して、ご家庭の中で説明していただくということも配慮しています。平仮名でルビもふって見やすくしております。

○阿部委員 最近のお子さん達は動画を見ることも慣れてるので、コラムだけでなく、できればそういったものを動画で配信するかそういったこともご検討いただければと思います。

○教育課程担当課長 はい、ぜひ検討したいと思います。

○石井委員 今、阿部委員から子ども達の精神面の不安というお話があって、私も小学生の子どもを育てていて、休校期間が伸びた時に泣いたんですね。友達と会えなくなるのが寂しいということで、親としてどうしようかと思った時に、小学校のホームページを拝見した時に、学校の先生がツイッターのようなところがホームページにあるのですが、そこで子ども達向けに、「体調を整えて元気で会えるのを楽しみにしているからね。みんなもがんばるんだよ」というメッセージが載っていて、うちの子はそれを見て泣き止んだんですね。私もその子どもの様子を見てすごくほっとして、今このように児童生徒への情報発信ということで、励ましのメッセージとあったんですが、ぜひこれは先生だったり児童会とか生徒会の代表の方から電話などで聞き取って、ぜひ子ども達向けにメッセージを発信していただきたいと思います。阿部委員からの学習のことも質問があっ

たのですが、例えば文部科学省のホームページを見ると、学習支援コンテンツのポータルサイトの一覧を掲載していて、そういったこともエアロビクス動画の発信と同じように文部科学省でこういった学習支援のサイトが出ていますよというのを札幌市教育委員会としても検討していただきたいと思います。うちの子も動画サイトを見て、学習をしているという状況もあるので、情報発信はお願いしたいと思っています。

○佐藤委員 確認なのですが、別紙4のところにある、休業期間中の学校からの情報発信ということで、学校ホームページに掲載・公開するとなっているのですが、もう少し細かい連絡や伝達事項は学年ごと、学級ごとで伝えたい時に連絡体制は学校の中では構築されているのでしょうか。

○学校教育部長 そうですね。個別に電話する場合がありますし、保護者メールというシステムがありますので、そちらの方で流しております。

○佐藤委員 わかりました。

○道尻委員 1つだけ、今の予定ですと、3月16日から登校が始まるということで、登校した後の、うがい手洗いですとか、体調に不安があるお子さんの登校を差し控えるとか、これからのことと思いますが、少し文書を出したくらいでは皆さん十分な注意ができない部分があると思うので、万全を期していただきたいと思います。

○長谷川教育長 先ほど、お子さんの心のケアというご意見がありました。学校のスクールカウンセラー等を含めて、受入れをしようと考えているのですが、17日間という長い期間になるものですから、これからどんどん子ども達のストレスなり心の不安が増えていくと思っているので、万全の体制では望むのですが、なんとか16日からの登校を速やかに再開したいと考えていますし、これ以上の延長と考えますと、例えば2009年の新型インフルエンザの時は高校生が2週間ほど学校をお休みしましたが、出てこられた高校生のストレスは相当なものだったと伺っておりますし、東日本大震災の時も心理的なストレスが大きなものだったと伺っておりますので、なるべく早くの登校再開ということで考えていきたいと思っておりますし、その間のフォローもしっかりやっていきたいと思っております。

○長谷川教育長 この件に関しては以上でよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 報告第1号については以上となります。

◎報告第2号 真駒内中学校と真駒内桜山小学校の整備方針について

○長谷川教育長 続きまして、報告第2号は、真駒内中学校と真駒内桜山小学校の整備方針についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○学校施設担当部長 報告第2号「真駒内中学校と真駒内桜山小学校の整備方針について」ご説明させていただきます。

別紙資料の「1 方針」をご覧ください。

真駒内中学校は、真駒内駅前地区まちづくり推進事業の一環として、真駒内駅前地区における改築を予定しておりましたが、真駒内中学校を真駒内桜山小学校の敷地に移転し、真駒内中学校と真駒内桜山小の校舎等を一体的に整備いたします。

スケジュールといたしましては、令和4年度から設計に着手、令和6年度から2カ年の建築工事を経て、令和8年度の開校を目指します。

また、一体整備後についても良好な教育環境を確保するため、真駒内桜山小学校の敷地に近接した道警官舎跡地を取得し、第2グラウンドとして整備いたします。

真駒内中学校、真駒内桜山小学校、道警官舎跡地の位置関係につきましては、「3 位置関係等」の「(1)両校の位置関係」のとおりです。

続きまして「2 一体的に整備する理由」をご覧ください。

一体的に整備する理由は大きく3点あり、1点目といたしまして、真駒内中学校と真駒内桜山小学校の校舎は、建築年次がほぼ同じであり、両校ともに建築後50年以上が経過し、改築が同時期であることが挙げられます。

理由の2点目といたしまして、「3 位置関係等」の「(2)両校の校区の関係」のとおり、両校は駒岡小学校を除き、校区がほぼ一致しており、真駒内桜山小学校の敷地の方が、校区の中心に近いことが挙げられます。

なお、ここには記載しておりませんが、現在の真駒内中学校の敷地は約20,300㎡ありまして、真駒内駅前の真駒内中学校の改築予定地は約18,800㎡と小さくなるうえ不整形地でしたが、真駒内桜山小学校の敷地は約21,600㎡で整形地であります。

理由の3点目といたしまして、中学校と小学校を一体的に整備することにより、児童生徒が互いの施設を利用することが可能となるほか、今後は、先月6日

に策定されました「小中一貫した教育基本方針」の中にございます小中一貫校の設置の検討も見据えることができることで、子どもたちにとってより良い教育環境が確保されることが挙げられます。

私からの説明は以上でございます。

○長谷川教育長 それでは、ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

○佐藤委員 以前伺った時に、道警官舎跡地の取得について、見込みを伺ったと思うのですが、現在スムーズに進んでいるのでしょうか。

○学校施設担当部長 道警とは協議を進めさせていただいておまして、今の段階で間違いなく購入させていただけるという話ではありませんが、順調に交渉を進めています。

○長谷川教育長 ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、報告第2号については以上となります。

◎議案第1号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案

○長谷川教育長 続きまして、議案第1号は、札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案です。

事務局から説明をお願いします。

○学校施設担当部長 議案第1号札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、令和2年度の学校給食の実施に当たり、同規則の別表で定める複数校給食の組み合わせの一部改正について、ご審議をお願いするものです。

議案第1号の資料のうち、「変更内容」というインデックスを付けております「令和2年度複数校給食実施形態の変更内容」という資料をご覧ください。

それでは、この資料によりご説明させていただきます。

まず、1の「札幌市の給食実施形態」をご覧ください。札幌市の学校給食は、(1)の自校分のみを調理する「単独調理校方式」と、自校分に加え、近

隣の調理施設を持たない被供給校分も合わせて調理する、(2)の「複数校給食方式」の二つの形態で実施しております。

次に、2の「令和2年度の変更内容」をご覧ください。大きく分けまして3点ございますので、順にご説明させていただきます。

1点目は(1)の改築工事開始に伴う変更についてです。資料中段にございます変更アのとおり、本町小学校は、改築工事が令和2年度から開始されることに伴い、給食室が使用できなくなるため、元町小学校の被供給校とするものです。

2点目は(2)の学校統合に伴う変更についてです。変更イのとおり、上野幌小学校と青葉小学校の統合により、令和2年度から新札幌わかば小学校が開校となります。統合後は上野幌小学校の校舎を活用することになりますが、同校には給食室が無いため、ひばりが丘小学校の被供給校とするものです。

次のページをご覧ください。3点目は(3)の学校改築及び老朽化等の課題がある学校の単独校化及び被供給校化に伴う変更についてです。まず変更ウですが、東光小学校は給食室の老朽化が進んでいることから、令和2年度から調理開始となる中央小学校の被供給校とし、中央小学校の供給校であった資生館小学校を山鼻小学校の供給校とし、山鼻小学校の供給校であった旭小学校を単独校とします。また、東光小学校の被供給校であった開成小学校は伏古小学校の被供給校とし、同校の被供給校であった東苗穂小学校は単独校であった札幌小学校の被供給校とするものです。この点については、入れ替わりがあるのですが、距離等を鑑みて変更しております。

次に変更エですが、新琴似西小学校は給食室の老朽化が進んでいることから、新琴似緑小学校の被供給校とし、同校の被供給校であった光陽小学校は単独校であった和光小学校の被供給校とするものです。

次に変更オですが、栄緑小学校は給食用コンテナ庫が老朽化していることから、これを必要としない単独校とし、同校の被供給校であった栄町小学校は単独校であった栄北小学校の被供給校とするものです。

次に変更カですが、上白石小学校は給食室の老朽化が進んでいることから、幌東小学校の被供給校とし、同校の被供給校であった南白石小学校は、令和2年度から調理開始となる東白石小学校の被供給校とします。また、東白石小学校の供給校であった北都小学校は単独校とするものです。

次に変更キですが、清田小学校は給食室の老朽化が進んでいることから、令和2年度から調理開始となる羊丘小学校の被供給校とし、同校の供給校であった平岸高台小学校は西岡北小学校の供給校とします。また、西岡北小学校の供給校であった南月寒小学校は単独校とするものです。

次のページをご覧ください。最後に変更クですが、発寒東小学校は給食室の

老朽化が進んでいることから、令和2年度から調理開始となる発寒西小学校の被供給校とし、同校の供給校であった手稲東小学校は発寒南小学校の供給校とするものです。

なお、参考としまして、今回の実施形態変更に関する関係地図を添付しておりますので、ご参照ください。

本議案に関する説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

それでは、ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

○阿部委員 内容についてはこちらで進めていただければと思うのですが、こういう変更があった時は、保護者の方への連絡はどのようなになっているのですか。特に連絡をするものなのか連絡する必要がないものなのか。

○給食制度担当係長 調理校から子学校になる場合は、各学校長から保護者あてに年度末に連絡しています。

○長谷川教育長 ほかにはいかがでしょうか。

○石井委員 特に今回の議題について異論はありません。これからも食品の扱いだったり調理過程において、細心の注意を払って子ども達においしい給食を届けられればと思っています。

全学校で行っているかわからないのですが、供給校給食を作っている過程やその日の献立を学校のホームページにSNSのような形で載せていると思うのですが、それが被供給校のホームページにも載っていて見ることができて、保護者としてその作っている様子や献立を毎月の献立表ではなくて画像で見ることができて非常に安心感があります。そういった取組みを続けていけば供給校から被供給校に変わって不安に思っている保護者がもしあれば、そういう画像が見られると安心感が違うと思うので、ぜひ続けていっていただきたいと思います。

○長谷川教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第1号につきましては、提案どおりということで決定させていただきます。

◎議案第2号 札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案の提出について

○長谷川教育長 続きまして、議案第2号は、札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案の提出についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○教育推進・労務担当部長 議案第2号についてご説明いたします。

本件は、これまで事務長を置く学校を高等学校、中等教育学校及び特別支援学校と限定していたところ、小学校・中学校にも置くことができるよう、札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案となります。

始めに、事務長を置くこととする、小学校・中学校の学校事務職員について、ご説明いたします。

小学校・中学校に勤務する学校事務職員は、いわゆる標準法によって基本的には、1校につき1人が配置されております。

ただし、新規採用職員については、最初の1年間に限り、大規模校等の複数配置校で勤務し、先輩職員から業務を習い、翌年度には一人で勤務することとなります。

1人職場のため、学校事務職員間で、実務を通じた能力開発や、人材育成などの、いわゆるOJTを行うことが困難であり、また、事務を行うに当たっては、個人の経験・能力に委ねられているところが大きく、結果として、学校事務職員間で、事務遂行能力の水準に差が生じている実態があります。

そこで、いわゆる県費移譲後の平成29年度から、小学校・中学校において、6校程度で1つのグループとする共同実施組織を、各区に一名のグループ長である係長職を設置し、その下で試行を行っております。

共同実施組織は、学校事務職員における一人職場の課題を克服することで、学校の事務機能を強化し、もって学校運営の一層の向上を図り、学校教育が充実されることを目的としております。

具体的な取組としては、学校の備品などを購入する際に作成する書類を、教育委員会事務局に提出する前に、グループ内のいずれかの学校に定期的に集合して、学校事務職員間で相互にチェックを行う体制を取り入れております。

相互にチェックを行う中では、先輩職員から効率的な事務のアドバイスを受けたり、他方で、後輩職員に指導を行うなど、OJTが行われております。

この体制により、事務処理が効率化されるなど一定の成果が得られたところであり、令和2年度からは、全ての小学校・中学校において共同実施組織を編制い

たします。

ただし、試行時は一部の学校であったところ、全ての小学校・中学校においてグループ化し、書類の相互チェックなどを行うこととなりますので、学校事務職員を総括することが必要となります。

そこで、新たに小学校・中学校に事務長を置き、学校事務職員全体の総括を行います。具体的には、札幌を大きく二つに分けて、5区ずつ統括する事務長を2名配置し、担当の5区とそのグループ長である係長の総括をする予定です。

事務長は、学校の事務が円滑かつ効果的に遂行されるよう、各グループから集約した疑問点や課題等を整理し、全市で共有するほか、事務の進行状況の管理等を行います。

職務内容の例として、資料に掲載しております。

これにより、小学校・中学校の学校事務職員は、OJTが困難であったところ、組織化し、事務長を置くことにより、一人職場の課題を克服することで、学校の事務機能を強化し、もって学校運営の一層の向上を図ってまいります。

以上のことから、小学校・中学校において事務長を置くことができるよう札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案を提出したところでございます。

具体的な改正案については、議案書及び新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

○佐藤委員 現状課題を踏まえて学校事務を組織化するということには賛成したいと思います。その上で、条文関係なのですが、新旧対照表の第7条の変更ですが、これまで高等学校、中等教育学校、特別支援学校には各学校必ず事務長がいたわけですね。それを小学校、中学校をたし合わせた変更案となっておりますが、ご説明にあったように小中については事務長職はそれぞれ1校ずつ、つまり300校あるうち2名だけですね。そうすると、「小学校及び中学校に事務長を置く」よりも「置くことができる」にしないと、うちの小学校にはなぜ事務長がないのかということにならないでしょうか。

○教育推進・労務担当部長 第7条の小学校及び中学校に括弧して教育長が別に定める学校に限ると限定をしています。

○佐藤委員 わかりました。ありがとうございます。あともう1点、事前レクチャーでグループ長を各区に置くという構想であると伺ったのですが、事務長の規程はこれだとして、グループ長の根拠規程はどこかに載ることになるのでしょうか。

○教育推進・労務担当部長 事務長につきましては管理職なのですが、グループ長は一般の係長職という位置づけになっています。

○調査担当係長 事務長と併せて学校管理規則にその係長の規程がありまして、それに対応します。今回新たに事務長を小中学校に置くということで、事務長の部分はできるのですが、係長は既にありまして、元々あるもので使わせていただくということになります。

○道尻委員 私も事務の標準化・効率化を目指すことは賛成いたしますが、中身について、2点お尋ねします。今回、事務長、グループ長という人事的な部分なのですが、そもそも事務の効率化とか学校に共通するような統一的な事務処理をやってきたこともあるのではないかと思うのですが、これまでの事務の標準化の体制はどういうふうになっていたのかと、今回そういったところ、システム的な部分についても改善していくようなことも考えているかというのが1点と、もう1つは、今回グループワークをやっていくということですが、これまではグループのようなものではなかったのかもしれませんが、各校に原則1人の事務職員の方をどうやって研修なり会議なりで事務的なことを周知徹底するようなことが行われてきたのか、どういう体制がこれまで取られていたのか、その2点をお伺いしたいです。

○教育推進・労務担当部長 各区ごとに学校事務定例会という集まり、研修の場のようなところで周知をしていたり、機会を捉えて学校事務職員を集めて、年度によって事務のやり方が変わったり、新しい制度が施行されたりということを知周するなどして行っているところです。一方的な周知になったり、自治体の学校事務職員は職位としては一般職しかいなかったのも、リーダーシップをとって指導するというのも必要ではないかということで、組織化ということと、職位を設けることによるモチベーションアップも図れると考えています。いろいろな面でこれまで課題となっていたところが解決できるようになっていくと期待している部分と、全市展開して来年度1年目となるので、課題がまた出てくると考えられますので、教育委員会事務局でフォローしながらよりよい組織となるようにしたいと考えています。

○道尻委員 事務の標準化のためのソフト面はご説明で理解できたのですが、ハード面で、皆さんが求めているものやってくれれば効率化ができる仕組みができているのか、それともまだ不十分で改善の余地があるのか、この辺はどうなのでしょう。

○調査担当係長 事務の標準化につきましては、学校事務職員の仕事が平成6年に大きく示されていたのみであって、それを基に個別のお仕事をしていました。そこで、もう少し具体的にこういう仕事が学校職員がやるもので、共同実施等を使ってこういう形で業務をしていこうということにつきまして、標準職務についての通知を今年度させていただいているところです。

○道尻委員 そちらの方も並行して取り組んでいくということによろしいですか。

○調査担当係長 そうですね。共同実施を通して個々の標準化を図っていき、その中で関わっていく仕事を増やしていき、先生の仕事の多忙化についてもそこで関わっていけないかという考えもあります。

○教職員課長 仕組みとして、委員がおっしゃるようなハード的なものというよりは、学校組織とは違う学校事務だけの組織を構築して、今までは学校で1人職場で学校の環境や本人の資質にも左右されながら、OJTをやるにも個人の人脈によって教えてもらうなど非常に不安定な状況であったものを組織体系化することで学校事務という業務を担保しようということで、例えば支援室で誰かが良い取組みをしているというものを加工して皆さんにエクセル化をして業務効率化を図るなど、支援室が中心となってグループ長が具体的に資料を出して各グループにそれを下ろして、皆さんで統一的にやっていきたいと思います。具体的にハードで何かを整備するという事ではないですが、そういった仕組みをもって積み上げていこうということが趣旨となります。

○道尻委員 骨となるような部分は構築をしていかないと今回の組織作りでもなかなか思ったような効率化ができないのではないかとこの面が少しあるのではと思ったので、人と組織だけではなく、基本的なシステムの部分がある程度しっかりしたものにしていかないと効果が出ないと思いますので、合わせて検討いただきたいと思います。

○**教職員課長** 教育委員会としては、支援室とタッグを組んで調整していきたいと思ひますし、必要な助言・支援をしていきたいと思ひていますので、全く預けっぱなしではなく、我々もしっかり見ていきたいと思ひております。

○**阿部委員** 道尻委員の意見と少し似ているのですが、私自身も企業の業務改善とか効率化のコンサルティングをする立場にあつて、業務改善、効率化、人材育成にはIT化は欠かせないというところがあつて、ITを導入してこういうやり方をしましょうとかそういうお考えはありますか。

○**教育推進・労務担当部長** 1人1台パソコンということで、我々一般部局の職員が使っているような財務会計システム等のシステムも一部導入されている状況です。そういうシステム等いろいろな分野で導入されていくことも期待されています。今後そういう標準化も行っていけるのではないかと感じています。

○**阿部委員** ということは、システムという意味では、IT化も同時進行で進めていきながら、今個々でやっている事務作業を全学校が同じ方向を向いて同じ作業をするというのが一般論だと思うので、そういう方向に向かっているという理解でよろしいですか。

○**教育推進・労務担当部長** はい、そうです。

○**佐藤委員** 事務長とグループ長の負担という面からみますと、事務長2人で単純計算で25グループを担当することになりますし、グループ長が中央区ですと5グループを担当し、それぞれのグループがグループワークを月2回行うことになると、グループ長は月に10日間外勤をすると、勤務日の半数近くを指導に当たるといふ形になって、スタート時点ではグループ長、事務長ともとまどわれることが多いと思ひますので、ぜひ教職員課はじめ教育委員会から初動の支援をしっかりやっていただきたいと思ひます。

○**長谷川教育長** ほかに、ご質問、ご意見はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○**長谷川教育長** それでは、議案第2号につきましては、提案どおりということで決定させていただきます。

本日予定された議案は以上となりますが、その他に各委員から何かありますか。

(「なし」と発言する者あり)

【閉 会】

○長谷川教育長 それでは、以上で令和2年第5回教育委員会会議を終了いたします。

以 上